

丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年2月16日

丸亀市監査委員	三谷英昭
丸亀市監査委員	内田俊英

平成21年度定期監査報告書（第1回）

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部 課 等 名			
幼稚園 (教育委員会)	城辰、郡家	平成21年6月30日 現在の資料による	平成21年7月30日から 平成21年8月20日まで
保育所 (児童課)	青ノ山、原田、城南	平成21年6月30日 現在の資料による	平成21年7月30日から 平成21年8月20日まで
小学校 (教育委員会)	城辰、郡家、飯野	平成21年6月30日 現在の資料による	平成21年7月30日から 平成21年8月21日まで
中学校 (教育委員会)	綾歌、本島	平成21年6月30日 現在の資料による	平成21年7月30日から 平成21年8月21日まで
生活環境部	生活課、市民課	平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年9月18日から 平成21年10月13日まで
	保険課、環境課	平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年9月18日から 平成21年10月16日まで
	クリーン課、人権課	平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年9月18日から 平成21年10月20日まで
総務部	秘書広報課、職員課	平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年10月2日から 平成21年10月23日まで
	庶務課	平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年10月2日から 平成21年10月30日まで
選挙管理委員会		平成21年8月31日 現在の資料による	平成21年10月2日から 平成21年10月30日まで
企画財政部	企画課、財政課	平成21年9月30日 現在の資料による	平成21年10月16日から 平成21年11月4日まで
	税務課 綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター	平成21年9月30日 現在の資料による	平成21年10月16日から 平成21年11月10日まで
教育部	総務課、学校教育課 少年育成センター	平成21年9月30日 現在の資料による	平成21年10月23日から 平成21年11月13日まで
	文化課、生涯学習課	平成21年9月30日 現在の資料による	平成21年10月23日から 平成21年11月17日まで
	図書館、学校給食センター	平成21年9月30日 現在の資料による	平成21年10月23日から 平成21年11月27日まで
上下水道部	経営課、上水道課、下水道課	平成21年10月31日 現在の資料による	平成21年12月1日から 平成21年12月22日まで

第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 現金受入票綴の汚損、書き損じの場合の取り扱いについては、当該関連用紙に斜線をもって抹消を表示し、「廃棄」と記載し、そのまま現金受入票綴に残しておくなど、丸亀市出納員規則に沿って適正に処理すること。また、現金受入票綴の返納については、出納員又は交付責任者が使用の状況を調査、確認した上で受領すること。
- 各課での入札や見積り合わせにおいて、代理人の表示や押印漏れ、委任状の不受理、また、辞退した場合の辞退届の不受理などが見受けられるので、丸亀市契約規則及び入札心得に従って適正に行うこと。
- 行政財産の目的外使用許可（電柱類を除く）の期間更新の決裁を課長が行っている事例がまだ見受けられる。職務権限規程では庶務課合議の上、部長が決裁することとされているので、改めること。
- 市と団体との間で締結された業務委託契約や指定管理に関する協定において、契約書や協定書では一部業務を第三者に再委託する場合は市の承諾を得ることとなっているが、承諾願いを徴していないものが見受けられる。一部業務を再委託する場合には業務名及び事

業者名を記載した承諾願いを提出させ、承諾に関しては、内部決裁により確認した上で、承諾すること。

2 各課個別事項

【生活環境部】

生活課

- 広島町江の浦港待合所を貸付契約により貸付けているが、江の浦港待合所は行政財産であることから行政財産の目的外使用許可として貸付けること。
- 各コミュニティセンターに設置されている自動販売機の行政財産の目的外使用許可に基づく使用料について、使用料を徴しているところと免除しているところがあるが、統一的な基準を設け明確に整理すること。

クリーン課

- 公印使用簿の件名で業務委託契約書とか補助金交付決定書などと記載されているが、公印の使用目的を明確にするため、使用目的が特定されるように具体的に記載すること。
- 見積り合わせにおいて、2業者の見積金額が同額であり、丸亀市入札心得では落札となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するとなっているため、棒に印を入れ、くじにより落札者を決定しているが、くじにより落札者を決定したことが明確となるよう書類として残る形で行うこと。

【選挙管理委員会】

- 選挙公報配布業務委託の入札において、入札額が総額と単価との2種類で比較しているが、間違いを未然に防ぐ意味からも入札執行通知に総額か単価での入札かを明記し、どちらかの入札額で比較を行なうこと。

【上下水道部】

上水道課

- 保安管理業務の長期継続契約において、本契約は丸亀市水道事業管理者と締結しているが、変更契約は丸亀市と結んでいるので改めること。また、地方公営企業法第9条第8号により、地方公営企業の業務に関する契約の締結は管理者が行うこととなっているが、丸亀市のように管理者を置いていない団体については、市長名のみが表示で市長印でよいとされているので改めること。

下水道課

- 平成 20 年度決算書の下水道使用料の現年度収入未済額と平成 21 年度での前年度滞納繰越分の調定額とに差異が生じており、この理由としては、本来の平成 21 年度での前年度滞納繰越分の調定額から平成 20 年度の調定減額分を差引いたため差異が生じたとのことである。決算額の収入自体には影響はないが、適正な調定処理を行うこと。

また、平成 21 年度での前年度滞納繰越分の調定を 6 月 19 日に行っているが、出納閉鎖期間が終了した翌日の 6 月 1 日にすべきであるので、改めること。

第 4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 指定管理を行っている施設に設置されている自動販売機や食堂などについて、基本協定に掲げている「本施設利用者の利便性を向上させるために必要な業務」として、指定管理者が直接施設の貸付を行っているものがあるが、これらが行政処分である行政財産の目的外使用に当たらないか疑問である。他の指定管理を行っている施設においては、行政財産の目的外使用として、使用料を徴している施設もあることから、市として統一した見解を示し、統一した取り扱いをしていただきたい。

また、指定管理者である団体等が事務室として施設の一角を使用している場合においても、行政財産の目的外使用としての取り扱いが施設により異なっているので、統一した取り扱いをしていただきたい。

- 市と団体との間で締結された業務委託契約において、団体への委託業務が第三者に再委託されているものが多く見受けられる。再委託を認めることが委託先の選定理由と矛盾することはないのか。また、再委託することによって委託業務が効率的、効果的に執行されているかなどを充分検証するとともに、市が直接再委託先と契約することも含めて検討していただきたい。

- 補助金については、地方自治法第 232 条の 2（寄附又は補助）で「普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」とあり、「補助することができる。」であって義務付けではない。

また、行政実例では「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」となっている。

使途が特に明確になっていないような多額の繰越金を有する被補助団体については、補助金が客観的にも公益上必要であるかどうかということを判断するとともに財政支援の必

要性を検証し、補助金の削減等を検討していただきたい。

- 備品台帳に記載されている設置場所及び購入年月日から考察すると不確かなものが見受けられるので、現場確認の上、不用物品については所管換あるいは抹消するなど適切な処理を行っていただきたい。

2 各課個別意見

【小学校・中学校・幼稚園共通事項】

- 車輛運転日誌の目的・経路については、公用車使用の明確化を図ることからも具体的に記載するよう総務課において再度指導していただきたい。

【保育所共通事項】

- 保育料の口座振替不能者については、後日現金で納付してもらっているが、保育所で現金を受け取る際、現金受入票での受け取り処理が出来ていないので、出納員規則に沿って適正に処理するよう児童課において指導していただきたい。

【生活環境部】

生活課

- 各コミュニティ運営補助金申請に添付されている総会資料において、新年度予算に計上されている前年度繰越金と前年度決算での翌年度繰越金とが合致しないものが数件見受けられたので、その理由を把握するとともに、適正な処理を行うよう指導していただきたい。

環境課

- 桜谷聖苑火葬炉耐火物全面積替工事及び火葬炉設備修繕工事については今後も行われると思われるが、仕様書の作成については、工事箇所及び内容等を明確に示し、仕様書に基づいて工事設計ができるようにしていただきたい。

人権課

- 隣保館等休日開館管理業務については、現在委託により行なっているが、隣保館等で臨時職員を雇用し、交代勤務により行うことが可能かどうか、また、委託と比べての経費面も考慮し、今後検討していただきたい。

【総務部】

庶務課

- 集中管理として福祉事業団に設置しているコピー機については、福祉事業団へは補助金を支出し福祉事業団独自で運営していることから、福祉事業団が直接設置し管理することについて検討していただきたい。
- テレビ電話については、利用頻度が少なく実際に利用されないのであれば、地元の意見を聴きながら飯山、綾歌市民総合センター等関係機関と協議し、今後の方針を検討していただきたい。

【企画財政部】

財政課

- 基金は基金本来の目的があるが、現状を把握の上内容を見直し、本当に必要かどうかを再確認するとともに、目的、積み上げ額、取り崩しなどについて、実態に応じた形に再度検討していただきたい。

綾歌市民総合センター

- 来庁舎用駐車場用地賃貸借については、使用目的が駐車場ということで同一であるが、借地料の単価がそれぞれ異なっているので、適正な単価設定であるかを再度検討していただきたい。

【教育部】

総務課

- 小中学校及び幼稚園の印刷機の賃貸借については、賃借料にバラツキが見られるので、今後の更新時には機種を選定に関しても慎重に検討し、ある程度統一するようしていただきたい。

少年育成センター

- 更正保護女性会活動補助金については、補導員には活動助成として個別に費用弁償を支出していることや繰越金の状況等を考慮し、補助金の適否について検討していただきたい。

生涯学習課

- ゲートボール用地土地借上について、農地として借りる評価をしている場合は農業補償も必要であると思われるが、雑種地で評価したにも拘らず農業補償を借上料に加算してい

るので、見直しを検討していただきたい。

図書館

- 飯山図書館施設総合維持管理を財団法人丸亀市福祉事業団に委託しているが、その中で特殊建築物定期調査・報告書の作成業務を再委託している。本来、市が管理している建物の報告関係については、管理業務委託では無く、担当課が独自に行うべきものであると思われる。なお、飯山総合学習センターは、毎年、特殊建築物定期調査報告を行う必要があるとのことだが、飯山図書館との複合施設ではあるが、この報告が建築物に係る敷地単位で判断されるものとのことから、どちらかの担当課が窓口として契約していただきたい。